

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和2年7月3日	有限会社栄信代行 (法人番号7100002030714) 代表者清水洋一	長野県諏訪郡原村4752	本社営業所	長野県諏訪郡原村4752番地イ	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和元年9月10日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)(3)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)	3	3
一般貨物	令和2年7月9日	有限会社ランニング (法人番号2110002009002) 代表者斎藤勉	新潟県新潟市中央区桜木町9番15号	本社営業所	新潟県新潟市西区緒立流通2-3-6	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、同条第4項及び法第18条第3項	令和元年9月24日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条第1項)(3)運行管理者の選任(解任)届出違反(安全規則第19条第1項)	2	2
一般貨物	令和2年7月21日	株式会社協栄 (法人番号9110001024920) 代表者岡貞則	新潟県見附市新幸町65番地	本社営業所	新潟県見附市新幸町65番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年6月18日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第2項)(2)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
一般貨物	令和2年7月28日	丸紅ロジスティクス株式会社 (法人番号9010001091112) 代表者栗原剛	東京都千代田区神田錦町3丁目13番地	新発田物流センター	新潟県新発田市大字岡田字走出1578-8	輸送施設の使用停止(190日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、同条第4項	令和2年6月22日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)酒酔い・酒気帯び乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第5項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)(3)点呼の記録不実記載(安全規則第7条第5項)(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(5)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	19	19

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。